

○千代田区リユース食器・分別ごみ容器貸出要領

平成 16 年 4 月 27 日 16 千環清発第 18 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日 16 千環清発第 247 号

改正 平成 20 年 12 月 8 日 20 千環千清発第 809 号

改正 平成 26 年 10 月 7 日 26 千環千清発第 453 号

(目的)

第 1 条 この要領は、千代田区（以下「区」という。）が区内で活動する団体にリユース食器又は分別ごみ容器（以下「リユース食器等」という。）を貸し出すことについて必要な事項を定め、もって当該団体のごみの減量、資源の有効活用、ごみの散乱防止及びリサイクルに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(貸出しの実施)

第 2 条 区長は、リユース食器等の貸出しを受けることができる団体が区内でイベント等を主催する場合において、リユース食等を貸し出すものとする。

(対象団体)

第 3 条 前条に規定する団体は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる団体は原則として区内に活動の拠点をもつものとする。

- (1) 町会又は自治会
- (2) 事業者
- (3) 学校
- (4) 区長が必要と認める団体

(貸出期間)

第 4 条 リユース食器等の貸出期間は、当該イベント等の開催日（複数日にわたり開催する場合はその開始日及び終了日）の前後にそれぞれ 3 日以内を加えた日数までとする。ただし、区長が特別な事由があると認めたときは、この限りではない。

(貸出費用)

第 5 条 リユース食器等の貸出費用は無料とする。

(貸出数)

第 6 条 リユース食器等は、区が有する在庫の数を限度として貸し出すものとする。

(申請)

第7条 リユース食器等の貸出しを受けようとする団体は、リユース食器等利用申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、リユース食器等の貸出しを受ける希望日の6か月前から行うことができる。

(貸出決定)

第8条 区長は、前条の申請を受理した場合は、その内容を審査し、リユース食等の貸出しが適当であると認めるときは、当該受理をした順に当該申請を承認するものとする。

2 区長は、前項において承認したときは、リユース食器等利用承認書（第2号様式）により当該申請者に対してその旨を通知する。

3 区長は、貸出しの申請に係るイベント等が営利目的の場合は、リユース食等の利用を承認しない。

(管理)

第9条 リユース食等の貸出しを受けた団体（以下「借受団体」という。）は、第4条に定める期間において、借り受けたリユース食等を衛生的に管理し、及び紛失又は破損が生じないように注意を払わなければならない。

(返却および利用報告)

第10条 借受団体は、リユース食等を借用時と同等の状態で区長へ返却するものとする。

2 借受団体は、前項の返却を行うときは、リユース食器等利用報告書（第3号様式）により、当該利用の結果等について区長に報告しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 借受団体は、第7条第1項で申請したイベント等における利用目的以外の目的でリユース食等を利用し、又はこれを第三者へ転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 借受団体は、リユース食等を紛失し、又は重大な損傷を生じさせた場合は、区長にこれを賠償しなければならない。ただし、この規定は、第三者の行為によりこれら紛失等が生じた場合に借受団体が当該第三者に求償することを妨げない。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日 16 千環清発第 247 号）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 8 日 20 千環千清第 809 号）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

（関係要領の廃止）

- 2 千代田区統一ごみ容器貸出要領（平成 19 年 5 月 17 日 19 千環環発第 73 号）は、平成 26 年 10 月 31 日をもって廃止する。

様式（略）